

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第五百一号（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年五月二十六日（土）午後一時三十分から二時三十分まで

川越市川鶴公民館 会議室

イ 平成三十年五月二十六日（土）午後四時から五時まで

狭山市柏原公民館 ホール

ウ 平成三十年五月二十七日（日）午前十時から十一時まで

坂戸市役所 二〇一会議室

エ 平成三十年五月二十七日（日）午後一時三十分から二時三十分まで

日高市役所 三〇一会議室

三 事業者の氏名及び住所

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

四 中止の理由

公述の申出がなかったため